

●ご契約いただく保険の内容 **賠償ユニット**

保険金をお支払いする場合

身体の障害・財物の損壊に関する事項 日本国内で発生した記名被保険者(保険証券の記名被保険者欄に記載された方をいいます。以下同じです。)の業務上の偶然な事故に起因して、ご契約期間(保険期間)中に発生した他人の身体の障害(注1)または財物の損壊(注2)について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害のうち、次に掲げる損害に対して、保険金をお支払いします。

補償区分	内容
施設・業務遂行危険	次の①または②に掲げる損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、製造物・完成作業危険、受託物危険および受託貨物危険に起因する損害を除きます。 ①記名被保険者の業務の遂行に起因する損害 ②記名被保険者が所有、使用または管理する施設に起因する損害 また、損傷等が生じることなく発生した他人の財物の使用不能被害に起因する損害に対しても、保険金をお支払いします。
製造物・完成作業危険	次の①または②に掲げる損害に対して、保険金をお支払いします。 ①記名被保険者の製造物に起因する損害 ②記名被保険者の作業の結果に起因する損害 また、次の③または④により、損傷等が生じることなく発生した他人の財物の使用不能被害に起因する損害に対しても、保険金をお支払いします。 ③記名被保険者の製造物または記名被保険者の作業の結果(以下これを「製造物等」といいます。)が意図する用途に使用された後に、製造物等自体に急激かつ偶然な事故による損傷等が生じたこと。 ④記名被保険者の製造物または記名被保険者の作業に使用された材料の欠陥
受託物危険	受託物(注3)に発生した財物の損壊に起因する損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、受託物について正当な権利を有する者に対して負担される損害賠償責任に起因する損害に限り、受託貨物危険に起因する損害を除きます。
受託貨物危険	受託貨物(注4)に次の①から⑩までの事故(以下「列挙危険」といいます。)により発生した財物の損壊に起因する損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、受託貨物について正当な権利を有する者に対して負担される損害賠償責任に起因する損害に限り、 ①火災 ②落雷 ③破裂・爆発 ④風災、雹災または雪災 ⑤水災 ⑥給排水管、冷暖房装置、冷凍装置、湿度調整装置、消火栓または業務用もしくは家事用器具からの蒸気または水の漏出または溢出 ⑦スプリンクラーからの内容物の漏出または溢出 ⑧盗難(侵入した形跡があり、警察ではその届出が受理されているものに限ります。) ⑨輸送用具の衝突、転覆、脱線、墜落、不時着、沈没、座礁または座州 また、次の⑩または⑪により損傷等の発生していない受託貨物の遅配(注5)に起因して発生した使用不能被害に起因する損害に対しても、保険金をお支払いします。 ⑩列挙危険に該当する事故により輸送用具に損傷等が発生したこと。 ⑪記名被保険者の占有する建物に上記①から④までの事故により被害が発生したこと。
受託貨物危険オールリスク補償特約 option	列挙危険による場合だけでなく、破損、汚損などを含めたさまざまな偶然な事故によって生じた受託貨物の財物の損壊に起因する損害に対して、保険金をお支払いします。 【ご注意】この特約をセットいただいた場合でも、補償対象とならない事故や貨物の種類によりましては保険金をお支払いする条件が制限される場合があります。(オプション受託貨物危険オールリスク補償特約をご覧ください。)
受託不動産危険補償特約 option	受託不動産(注6)に発生した財物の損壊に起因する損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、受託不動産について正当な権利を有する者に対して負担される損害賠償責任に起因する損害に限り、
使用者賠償責任補償特約 option	記名被保険者の従業員や下請負人の従業員(記名被保険者の役員、家族従事者を除きます。)が業務中の事故により被った身体の障害に起因する損害に対して、保険金(損害賠償金、損害防止費用、権利保全費用、協力費用、初期対応費用、争訟費用および争訟対応費用)をお支払いします。ただし、政府労災により給付される金額、自動車損害賠償保障法に基づく責任保険(自賠責保険)などまたは自動車損害賠償保障事業により支払われるべき金額やこの保険の傷害ユニットの傷害等補償条項によりお支払いする保険金の超過額について、保険金をお支払いします。なお、後記「お支払いする保険金の種類と内容」の「①損害賠償金」については、政府労災により給付が決定された場合にかぎりお支払いします。

人格権侵害・宣伝障害に関する事項 ご契約期間(保険期間)中の記名被保険者の業務上の行為に起因して日本国内で発生した人格権侵害(注7)または宣伝障害(注8)について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

【ご注意】個人情報(注9)が漏洩したことまたはそのおそれが発生したことは、人格権侵害または宣伝障害に含まれません。(別途専用商品をご用意しております。詳しくは取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。)

お支払いする保険金の種類と内容

賠償ユニットでお支払いする保険金をすべて合算して、ご契約期間(保険期間)を通じて保険証券の賠償責任一般危険保険金額欄に記載された金額を限度としてお支払いします。

保険金の種類(注9)	内容	自己負担額適用有無																					
①損害賠償金	損害賠償請求権者(被害者)に対して支払う損害賠償金です。損害賠償金の支払いにより代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。補償区分により、「②損害防止費用」および「③権利保全費用」と合算してそれぞれ個別のお支払限度額が設定されています。	あり																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>補償区分</th> <th>被害内容</th> <th>お支払限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設・業務遂行危険</td> <td>身体の障害・財物の損壊 下記以外</td> <td>ご契約期間(保険期間)を通じて保険証券記載の賠償責任一般危険保険金額</td> </tr> <tr> <td>製造物・完成作業危険</td> <td>製造物自体の被害 作業の結果自体の被害</td> <td>ご契約期間(保険期間)を通じて、上記金額×10% 1回の事故について100万円、ご契約期間(保険期間)を通じて1,000万円</td> </tr> <tr> <td>受託物危険</td> <td>損傷等、紛失、盗取、詐取 使用不能被害</td> <td>ご契約期間(保険期間)を通じて賠償責任受託物保険金額(500万円) ご契約期間(保険期間)を通じて100万円限度</td> </tr> <tr> <td>受託貨物危険</td> <td>損傷等、紛失、盗取、詐取 使用不能被害</td> <td>1回の事故について保険証券記載の賠償責任受託貨物危険保険金額※1 ご契約期間(保険期間)を通じて100万円</td> </tr> <tr> <td>受託不動産危険補償特約</td> <td>損傷等、紛失、盗取、詐取 使用不能被害</td> <td>ご契約期間(保険期間)を通じて、受託物危険とあわせて賠償責任受託物保険金額(500万円)</td> </tr> <tr> <td>使用者賠償責任補償特約</td> <td>使用不能被害 身体の障害</td> <td>ご契約期間(保険期間)を通じて、受託物危険とあわせて100万円 ご契約期間(保険期間)を通じて保険証券記載の賠償責任一般危険保険金額</td> </tr> </tbody> </table>		補償区分	被害内容	お支払限度額	施設・業務遂行危険	身体の障害・財物の損壊 下記以外	ご契約期間(保険期間)を通じて保険証券記載の賠償責任一般危険保険金額	製造物・完成作業危険	製造物自体の被害 作業の結果自体の被害	ご契約期間(保険期間)を通じて、上記金額×10% 1回の事故について100万円、ご契約期間(保険期間)を通じて1,000万円	受託物危険	損傷等、紛失、盗取、詐取 使用不能被害	ご契約期間(保険期間)を通じて賠償責任受託物保険金額(500万円) ご契約期間(保険期間)を通じて100万円限度	受託貨物危険	損傷等、紛失、盗取、詐取 使用不能被害	1回の事故について保険証券記載の賠償責任受託貨物危険保険金額※1 ご契約期間(保険期間)を通じて100万円	受託不動産危険補償特約	損傷等、紛失、盗取、詐取 使用不能被害	ご契約期間(保険期間)を通じて、受託物危険とあわせて賠償責任受託物保険金額(500万円)	使用者賠償責任補償特約	使用不能被害 身体の障害	ご契約期間(保険期間)を通じて、受託物危険とあわせて100万円 ご契約期間(保険期間)を通じて保険証券記載の賠償責任一般危険保険金額
	補償区分		被害内容	お支払限度額																			
	施設・業務遂行危険		身体の障害・財物の損壊 下記以外	ご契約期間(保険期間)を通じて保険証券記載の賠償責任一般危険保険金額																			
	製造物・完成作業危険		製造物自体の被害 作業の結果自体の被害	ご契約期間(保険期間)を通じて、上記金額×10% 1回の事故について100万円、ご契約期間(保険期間)を通じて1,000万円																			
	受託物危険		損傷等、紛失、盗取、詐取 使用不能被害	ご契約期間(保険期間)を通じて賠償責任受託物保険金額(500万円) ご契約期間(保険期間)を通じて100万円限度																			
	受託貨物危険		損傷等、紛失、盗取、詐取 使用不能被害	1回の事故について保険証券記載の賠償責任受託貨物危険保険金額※1 ご契約期間(保険期間)を通じて100万円																			
	受託不動産危険補償特約		損傷等、紛失、盗取、詐取 使用不能被害	ご契約期間(保険期間)を通じて、受託物危険とあわせて賠償責任受託物保険金額(500万円)																			
	使用者賠償責任補償特約		使用不能被害 身体の障害	ご契約期間(保険期間)を通じて、受託物危険とあわせて100万円 ご契約期間(保険期間)を通じて保険証券記載の賠償責任一般危険保険金額																			
	<p>□ オプション特約をセットされた場合のみお支払いの対象となります。</p> <p>※1 貨物が火災、落雷、破裂・爆発、風災、雹災、雪災により損壊した場合には賠償責任一般危険保険金額が限度となります。</p>																						
②損害防止費用	事故が発生した場合に、損害の発生および拡大の防止のための費用(回収費用や石油拡散防止費用は除きます。)のうち必要または有益であった費用です。	あり																					
③権利保全費用	第三者に対して、損害賠償請求権を有する場合に、その権利の保全または行使に必要な手続きをするために貴社が支出した費用です。	あり																					
④協力費用	日本興亜損保が損害賠償請求の解決にあたる場合に、日本興亜損保の求めに応じて被保険者がこれに協力するために要する費用のうち、直接支出した費用です。	なし																					
⑤初期対応費用	事故が発生した場合に、初期対応のために支出した費用(事故現場保存費用、事故原因調査費用、事故現場片づけ費用など)です。ご契約期間(保険期間)を通じて500万円を限度とします。ただし、事故原因調査費用については、1回の事故につき30万円を限度とします。なお、この費用の支出にあたっては、日本興亜損保の承認が必要です。	なし																					
⑥対人見舞費用 対物臨時費用	1人事故が発生した場合に、慣習として支出した見舞金、見舞品の購入費用や、対物事故が発生した場合に臨時に支出した費用です。被害者1名(法人の場合1法人)についてご契約期間(保険期間)を通じてそれぞれ一律に2万円(身体の障害を被った日から180日以内に被害者が亡くなられた場合一律に10万円)をお支払いします。なお、これらの費用の支出にあたっては、日本興亜損保の書面による同意が必要です。	なし																					
⑦争訟費用	損害賠償責任の解決のために支出した訴訟費用、仲裁費用、調停費用、弁護士費用などです。なお、この費用の支出にあたっては、日本興亜損保の書面による同意が必要です。	なし																					
⑧争訟対応費用	損害賠償責任の解決のために支出した意見書または鑑定書作成のために必要な費用、超過勤務手当(通常支払われるべき金額を除きます。)などです。ご契約期間(保険期間)を通じて1,000万円を限度とします。なお、この費用の支出にあたっては、日本興亜損保の書面による同意が必要です。	なし																					
⑨第三者医療費用	業務遂行による事故または所有、賃借する施設もしくは隣接する道路上での事故により第三者(注10)が被った身体の障害に関し、損害賠償責任の有無にかかわらず支出した医療費用または葬祭費用です。被害者1名についてご契約期間(保険期間)を通じて50万円を限度とします。なお、この費用の支出にあたっては、日本興亜損保の同意が必要です。 【ご注意】第三者医療費用をお支払いした後に、法律上の損害賠償責任を負担された場合は、既にお支払いした第三者医療費用は「①損害賠償金」に充当されます。	なし																					

10 受託貨物事故付帯費用	次の(1)から(4)までの費用を合算して、1回の事故について100万円、ご契約期間(保険期間)を通じて1,000万円を限度としてお支払いします。	
(1) 廃棄費用	受託貨物の廃棄のために支出した費用です。ただし、受託貨物の財物の損壊につき保険金をお支払いする場合にかぎり、お支払いします。なお、この費用の支出にあたっては、日本興亜損保の承認が必要です。	なし
(2) 検査費用	受託貨物の検査のために支出した費用です。ただし、日本興亜損保または日本興亜損保が認める調査人または鑑定人が必要かつ妥当と判断した場合に限ります。	
(3) 継搬費用	受託貨物を最終仕向地へ輸送するために支出した代車費用、牽引費用、中間地における荷卸し、陸揚げ、保管または再積み込みの費用です(ただし、燃料代および高速料金は含みません。)。なお、この費用の支出にあたっては、日本興亜損保の承認が必要です。	
(4) 緊急輸送費用	受託貨物の代替品を航空便により緊急輸送するために支出した費用のうち日本興亜損保が必要または有益であったと認められた費用です。1回の事故について10万円を限度とします。	

保険金をお支払いできない主な場合

<p><身体障害・財物の損壊に関する事項の共通事由></p> <p>(1)ご契約者または被保険者の故意 (2)戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動またはこれらに伴う秩序の混乱 (3)放射線照射または放射能汚染 (4)環境汚染。ただし、突発的な事故により、急激に拡散された汚染物質による場合はお支払いの対象となります。 (5)地震、噴火、洪水、津波またはこれらに関連のある火災その他類似の事故 (6)アスベスト(石綿)もしくはアスベスト(石綿)を含む製品またはアスベスト(石綿)の代替物質もしくはその代替物質を含む製品の発ガン性その他の有害な特性による事故 (7)医師、薬剤師、弁護士、建築士などの業務(資格の有無を問いません。) (8)約定または合意によって加重された損害賠償責任 (9)被保険者が、その父母、配偶者、子または同居の親族に対して負担する損害賠償責任 (10)記名被保険者の業務上の事故により役員、従業員などが被った身体障害に対して負担する損害賠償責任</p> <p>【ご注意】 使用者賠償責任補償特約をセットいただくことにより従業員などの身体障害についてはお支払いの対象となります。</p> <p>(11)記名被保険者の所有物に発生した財物の損壊について負担する損害賠償責任 (12)輸送用具の無資格運転中の事故または酒酔い運転中の事故 (13)麻薬、覚せい剤またはシンナーなどはポンプ車を使用している者が輸送用具を運転中の事故 など</p> <p>【施設・業務遂行危険に関する固有事由】</p> <p>(1)航空機、自動車、車両(原動力がもっぱら人力であるものを除きます。)または銃器の所有、使用または管理に起因する事故</p> <p>【ご注意】 貨物の積み込み、積み卸し作業に起因する事故や、自動車のうち不特定多数の者の出入りが禁止されている自社および他社の施設構内における、もっぱら施設構内のみで使用される構内専用車の所有、使用または管理に起因する事故については、お支払いの対象となります。</p> <p>(2)施設外にある船舶の所有、使用または管理に起因する事故 (3)塵埃または騒音に起因する事故 (4)記名被保険者が所有または借用する施設から公共水域に流出した石油物質による財物の損壊 (5)石油拡散防止費用について負担する損害賠償責任 (6)損傷等が生じることなく発生した他人の財物の使用不能被害のうち、約定または合意に基づく債務の履行不能または履行遅滞によるもの など</p> <p>【製造物・完成作業危険に関する固有事由】</p> <p>(1)故意または重過失により、法令に違反して製造、販売もしくは提供した記名被保険者の製造物または法令に違反して行った記名被保険者の作業の結果に起因する事故 (2)回収措置を講じるために要した費用に対して負担する損害賠償責任 (3)製造物等が設計上または表示上の不備、不適当または不完全により意図する主たる効能または性能を発揮できなかったことにより発生した身体障害または財物の損壊 (4)次の①から③までに掲げる財物に発生した財物の損壊 ①製造物等が成分、原材料、部品などとして使用されている財物 ②製造物等によって製造、生産または加工される財物 ③製造物等を制御装置として使用している財物により製造、生産または加工されるその他の財物 など</p> <p>【受託物危険および受託貨物危険に関する固有事由】</p> <p>(1)貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、印章、稿本、設計書、雛型、その他これらに類する受託(貨)物に発生した財物の損壊 (2)受託(貨)物の瑕疵、自然の消耗もしくはその性質による蒸れ、腐、腐敗、変質、変色、錆、汗濡れその他類似の事由または竊盗もしくは虫食い等に起因して受託(貨)物に発生した財物の損壊 (3)原因がいかなるものであるかにかかわらず、自然発火または自然爆発に起因して受託(貨)物に発生した財物の損壊 (4)屋根、扉、戸、窓、通風筒などから入る雨、雪などに起因して受託(貨)物に発生した財物の損壊 (5)受託物のうち被保険者の賃借する不動産に発生した財物の損壊</p> <p>【ご注意】 受託不動産危険補償特約をセットいただくことによりお支払いの対象となります。</p> <p>(6)修理または加工作業機械の破損、故障もしくは停止または修理ミスもしくは加工ミスにより発生した財物の損壊 (7)家畜、生動物、生魚、その他これらに類する受託(貨)物に発生した財物の損壊 など</p> <p>(注1)人のケガや病気をいいます。これらによって後遺障害が生じた場合および亡くなられた場合を含みます。(以下同じです。) (注2)有体物の滅失、損傷または汚損(以下これらを「損傷等」といいます。)です。受託物危険および受託貨物危険については紛失、盗取および詐取を含みます。また、これらに起因するその有体物が使用できないことによる被害(以下「使用不能被害」といいます。)を含みます。(以下同じです。) (注3)被保険者が占有、使用または管理する他人の財物のうち、次の①から④までに掲げる財物をいいます。 ①被保険者が借用(所有者または占有者からの借用許可の有無を問いません。)または保管している財物 ②記名被保険者が販売または作業を加えることを目的として被保険者の施設内にある財物 ③記名被保険者によって行われる作業に使用される材料もしくは部品または据え付けられる装置もしくは設備 ④作業の対象物のうち、まさに作業を行っている最小単位部分 (注4)受託物のうち、被保険者が輸送(輸送途中における積替えのための一時保管を含みます。)の全部または一部を委託される財物および倉庫寄託約款などが適用される財物をいいます。 (注5)記名被保険者が荷送人より受託貨物の運送を直接引き受けた場合において、運送状などに記載された受託貨物を貨物受取日の翌日から起算して次に掲げる①から④までを合算した日数を経過するまでに荷受人などに対して引き渡しができなかったことまたは不在通知票による通知がなかったことをいいます。 ①集荷を行う場合は、集荷期間として1日 ②発送期間として1日 ③輸送期間として運送距離170kmごとに1日。ただし、1日未満の端数が生じた場合は1日とします。 ④配達を行う場合は、配達期間として1日 (注6)受託物のうち、記名被保険者が業務のために賃借する建物(居住の用に供される借上宅など)を除きます。)をいいます。 (注7)次の①または②に掲げるいずれかの行為に起因する障害で、身体障害および宣伝障害(注8)以外のものをいいます。 ①不当な身体拘束による自由の侵害または名誉毀損 ②口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による他人の誹謗、他人の商品、製品もしくはサービスの中傷または個人のプライバシーの権利の侵害 (注8)商品、製品またはサービスの宣伝に関する次の①から③までに掲げるいずれかの行為に起因する障害をいいます。 ①口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による他人の誹謗、他人の商品、製品もしくはサービスの中傷または個人のプライバシーの権利の侵害 ②著作権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権などの知的財産権を含みません。)、標題または標語の侵害 ③宣伝上の着想または営業の手法の不正な流用 (注9)②から③までについては、結果的に被保険者に損害賠償責任がないことが判明した場合でも、保険金をお支払いします。⑨については、損害賠償責任の有無にかかわらず、保険金をお支払いします。 (注10)記名被保険者およびその下請負人ならびにこれらの者の役員および従業員を除きます。</p>	<p>【受託貨物危険に関する固有事由】</p> <p>(1)保険金を受け取るべき者の故意 (2)荷造りの不完全 (3)貨物の積載重量または積載方法などにかかる法令違反 (4)輸送用具または輸送方法の不備 (5)公権力による処分 (6)ストライキ、ロックアウトその他の労働争議行為または労働争議参加者の行為 (7)受託貨物のうち自動車または原動機付自転車に発生した財物の損壊 (8)受託貨物のうち機械または器具の作動不良。ただし、受託貨物の梱包材に損傷等が生じている場合など、偶然かつ外来の事故によることが明らかな場合はお支払いの対象となります。 (9)受託貨物のうち中古貨物の擦り傷、掻き傷、曲り、凹み、ひび割れまたは汚れ。ただし、受託貨物の梱包材に損傷等が生じている場合など、偶然かつ外来の事故によることが明らかな場合はお支払いの対象となります。</p> <p>【受託貨物危険オールリスク補償特約に関する固有事由】</p> <p>(1)冷凍・冷蔵装置に保管される受託貨物の温度変化によって生じた財物の損壊。ただし、列挙危険による事故により、冷凍・冷蔵装置に損傷等が発生したことが原因の場合はお支払いの対象となります。 (2)重量または容積不足。ただし、列挙危険による事故が原因の場合はお支払いの対象となります。 など</p> <p>【受託不動産危険補償特約に関する固有事由】</p> <p>(1)【受託物危険および受託貨物危険に関する固有事由】の(2)から(4)および(6)の事由 (2)受託不動産の改築、増築、取りこわしなどの工事に起因する損害 (3)汚損、擦り傷、塗料の剥がれなどの単なる外形上の損傷等であって、受託不動産の機能に直接影響のない財物の損壊 (4)記名被保険者が受託不動産を貸主に引き渡した後に発見された財物の損壊 など</p> <p>【使用者賠償責任補償特約に関する固有事由】</p> <p>(1)ご契約者または記名被保険者の事業場責任者の故意 (2)風土病 (3)政府労災によって給付を行った保険者が費用の徴収をすることによる損害 (4)政府労災による補償対象期間の最初の3日までの休業に対する損害賠償責任 など</p> <p><人格権侵害・宣伝障害に関する事項の共通事由></p> <p>(1)被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為(過失犯を除きます。) (2)採用、雇用または解雇に関する行為 (3)最初の不当行為がご契約期間(保険期間)が開始する前になされ、その継続または反復として行われた行為 (4)広告宣伝、放送、出版を業とする被保険者により行われた行為 (5)約定または合意によって加重された損害賠償責任 など</p> <p>【宣伝障害に関する固有事由】</p> <p>(1)契約違反 (2)宣伝された品質または性能に商品、製品またはサービスが適合しないこと (3)商品、製品またはサービスの価格表示の誤り など</p> <p><第三者医療費用に関する事由></p> <p>(1)<身体障害・財物の損壊に関する事項の共通事由>の(1)から(6)までの事由 (2)【施設・業務遂行危険に関する固有事由】の(1)から(3)までの事由 (3)医療費用または葬祭費用を受け取るべき者の故意、自殺行為、犯罪行為または闘争行為 (4)被害者の父母、配偶者、子または同居の親族の行為 (5)被害者の心身喪失、妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他医療措置 (6)施設を継続的に占有している者またはその者の業務の従事者が被った身体障害 (7)運動競技に参加している者が被った身体障害 など</p>
---	--

傷害ユニット (保険証券の傷害保険金額欄に金額が表示された保険金の種類がお支払いの対象となります。)

保険金をお支払いする場合

日本国内で補償対象者(注1)が記名被保険者の業務に従事している間(注2)に偶然な事故によりケガ(注3)をされたり、業務上の症状(注4)を被られた場合(以下ケガおよび業務上の症状を「ケガなど」といいます。)に、次の(1)または(2)を支出することにより被る損害に対して、保険金をお支払いします。

- (1)記名被保険者が災害補償規程などに基づき補償対象者やその遺族に対して給付する補償金(注5)
- (2)葬儀費用、香典、救援者費用、代替者の求人に関する費用など臨時に支出する費用

お支払いする保険金の種類と内容(注6)

保険金の種類	内 容
①死亡補償保険金	ケガなどをされた日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合、死亡・後遺障害保険金額を限度にお支払いします。(既に「②後遺障害補償保険金」をお支払いしていた場合は、その金額を差し引いた金額を限度にお支払いします。)
②後遺障害補償保険金	ケガなどをされた日からその日を含めて180日以内に身体の一部を失ったり、その機能に重大な障害を永久に残された(以下「後遺障害」といいます。)場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額に後遺障害等級(注7)に応じた割合を乗じた額を限度にお支払いします。
③入院補償保険金	平常の業務に従事すること、または平常な生活ができなくなり、かつ入院(入院に準じた状態を含みます。)された場合、ケガなどをされた日からその日を含めて180日以内の入院に対し、1日につき入院保険金日額を限度にお支払いします。
④手術補償保険金	入院補償保険金をお支払いする場合で、そのケガなどの治療のためにケガなどをされた日からその日を含めて180日以内に所定の手術を受けられた場合、その手術の種類に応じて入院保険金日額の10倍、20倍または40倍を限度にお支払いします。ただし、1回の事故によるケガなどについて1回の手術に限りです。
⑤通院補償保険金	医師の治療を受けた場合、平常の業務に従事すること、または平常の生活ができる程度に治った日までの通院日数(往診を含みます。)に対し90日を限度として1日につき通院保険金日額を限度にお支払いします。ただし、ケガなどをされた日からその日を含めて180日以内の通院に限りです。 【ご注意】次のような通院は、平常の業務に従事すること、または平常の生活に支障がある通院ではないため、すべて通院補償保険金のお支払いの対象となりません。 a)回復程度を確認するための通院 b)薬剤や診断書の入手、検査その他医師によるケガなどの治療行為を伴わない通院 c)ケガなどが治った後または医師によるケガなどの治療行為が終了した後の消毒や包帯の取替えなど、簡易な処置だけの通院
⑥死亡・後遺障害臨時費用保険金	ケガなどをされた日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合または後遺障害が生じた場合に、記名被保険者が支出した葬儀費用、香典、救援者費用、代替者の求人に関する費用など(以下「臨時費用」といいます。)に対して臨時費用保険金額を限度にお支払いします。ただし、補償対象者やその遺族に対して支払う臨時費用に対する保険金は臨時費用保険金額または100万円のいずれか低い額が限度となります。なお、保険金をお支払いする臨時費用は、ケガなどをされた日(亡くなられた場合は亡くなられた日)からその日を含めて180日以内に記名被保険者が支出した臨時費用に限りです。 【ご注意】業務外でのケガや病気が原因の場合における「お支払いする場合」および「限度額」は(注1)をご覧ください。

(注1)補償対象者およびお支払いの対象となる範囲は下表のとおりです。

補償対象者	ケガ(注3)				業務上の症状(注4)		その他(左記以外)	
	業務中(*1)		業務外		業務中(*1)			
	補償保険金	臨時費用保険金	補償保険金	臨時費用保険金	補償保険金	臨時費用保険金	補償保険金	臨時費用保険金
記名被保険者の役員、個人事業主	○	○	○(*4)	○(*5)	○	○	×	○(*5)
記名被保険者の従業員(*2)	○	○	○(*4)	○(*5)	○	○	×	○(*5)
記名被保険者の下請負人(*3)、その役員・個人事業主・従業員(*2)	○(*6)	○(*6)	×	×	○(*6)	○(*6)	×	×

- (*1) 出退勤途上を含みます。
- (*2) 「従業員」には、労働者派遣事業者から派遣された派遣労働者は含まれません。
- (*3) 下請負契約における請負人のうち、もっぱら記名被保険者から営業収益を得ている方をいいます。なお、数次の請負による場合の請負人は含まれません。
- (*4) 業務外補償保険金額を設定された場合のみお支払いの対象となります。
- (*5) 亡くなられた場合のみ対象となります。(10万円限度)
- (*6) 記名被保険者から請け負った業務中の事故のみ対象となります。

(注2) 出退勤途上を含みます(ご契約内容によっては業務外の事故により被る損害も一部お支払いの対象となります。詳細は(注1)をご覧ください。)。ただし、補償対象者が下請負人およびその役員、従業員の場合は、記名被保険者から請け負った業務に従事中に限りです。

(注3) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。以下同じです。

(注4) 次のa)からc)までの要件をすべて満たす症状に限りです。以下同じです。

- a) 偶然かつ外来によるもの b) 労働環境に起因するもの c) その原因の発生が時間的および場所的に確認できるもの

具体的には熱中症、しもやけ、潜水病などが該当します。(振動症候群、腱鞘炎、塵肺症、かぜ症候群などは該当しません。)

(注5) 名称を問わず、災害補償規程などにより記名被保険者が法定外補償として補償対象者またはその遺族に支払う補償金、見舞金または甲慰金などをいいます。なお、この保険によりお支払いする保険金の額は、ご契約金額(保険金額)または災害補償規程などに定める補償金の額のいずれか低い額を限度とします。なお、傷害ユニットと補償内容が重複する他の保険契約など*がある場合にも、この保険契約でお支払いすべき保険金の額をお支払いします。なお、他の保険契約など*から既に保険金が支払われている場合には、この保険契約でお支払いすべき保険金の額から既に支払われた保険金の額を差し引いて保険金をお支払いします。ただし、この保険契約でお支払いすべき保険金の額は、他の保険契約など*から支払われる保険金の額と合算して災害補償規程などに定める補償金の額が限度となります。したがって、ご契約金額(保険金額)は災害補償規程などの範囲内で設定してください。
*労働災害総合保険、記名被保険者を保険金受取人とする傷害保険、生命保険、共済契約などをいいます。

(注6) ケガなどをされた時に、既に存在していたケガなどや後遺障害、病気の影響などにより、または、ケガなどをされた後にその原因となった事故と関係なく発生した別のケガなどや病気の影響によって、ケガなどの程度が重くなったときや治療期間が長くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

(注7) 後遺障害等級の認定は、この保険契約に基づき独自に行います。

保険金をお支払いできない主な場合

<共通>	<補償保険金に関する固有事由>
<ul style="list-style-type: none"> (1)ご契約者または記名被保険者の故意 (2)補償対象者の故意または重大な過失 (3)補償対象者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 (4)補償対象者の無免許運転または酒酔い運転中のケガなど (5)補償対象者に対する刑の執行 (6)地震もしくは噴火またはこれらによる津波(業務中の事故はお支払いの対象となります。) (7)戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動またはこれらに伴う秩序の混乱 (8)核燃料物質による汚染または放射能汚染 (9)アスベスト(石綿)もしくはアスベスト(石綿)を含む製品またはアスベスト(石綿)の代替物質もしくはその代替物質を含む製品の発ガン性その他の有害な特性による事故 (10)補償対象者が山岳登山(ビッケルなどの登山用具を使用するもの)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗その他これらに類する危険なスポーツを行っている間のケガなど (11)補償対象者が自動車などの乗用具で競技、競争、興行、試運転をしている間のケガなど 	<ul style="list-style-type: none"> (1)補償金を受け取るべき者の故意または重大な過失 (2)補償対象者の脳疾患、病気(業務上の症状を除きます。)または心神喪失 (3)妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置 (4)むちうち症、腰痛その他の症状でそれらの症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの

休業ユニット

保険金をお支払いする場合

補償対象となる事由が発生した場合に、記名被保険者が被る次の1. および2. の損害に対して、保険金をお支払いします。

1. 営業が休止または阻害されたために生じた損失
2. 売上高の減少を防止または軽減するために生じた必要かつ有益な費用のうち、通常要する費用を超える額

<補償対象となる事由>

- I. 日本国内に所在する次のa)からc)までの物件に偶然な事故により損害が生じ、その結果として休業損失が生じた場合
 - a) 記名被保険者の占有する建物または構築物(以下「建物等」といいます。)
 - b) 建物等が所在する敷地内(以下「敷地内等」といいます。)にある記名被保険者が占有するすべての財物(自動車、船舶、航空機、受託貨物、有価証券、貴重品などを除きます。)
 - c) 敷地内等へ通じる袋小路およびそれに面する建物
- II. 日本国内に所在する荷主の占有する物件に偶然な事故により損害が生じたことにより、貨物運送(契約書などにより運送を請け負うことが確定していたと客観的に確認できるものに限ります。)が中止された結果として休業損失が生じた場合
- III. 次のa)からd)までの事故が発生した結果として休業損失が生じた場合
 - a) 敷地内等、敷地内等に隣接する建物、敷地内等に面する道路で生じた漏水、放水、溢水
 - b) 敷地内等、敷地内等に隣接する建物、敷地内等に面する道路で生じた異常事態(犯罪や事件が発生し、警察などによる立入禁止、避難命令がなされた場合)
 - c) 電気、ガス、水道などのユーティリティ設備の不測かつ突発的な事由による停止、中断または阻害
 - d) 物流管理システム(貨物の追跡管理、運送状況の把握のための受発注情報管理システム、運送情報管理システム、在庫情報管理システム、運送管理システムなど)の不測かつ突発的な事由による停止、中断または阻害

お支払いする保険金の種類と内容

(ご契約期間(保険期間)を通じて、休業ユニットでお支払いする保険金をすべて合算して、保険証券の休業損失保険金額欄に記載の金額を限度にお支払いします。)

保険金の種類	内容
①休業損失保険金	事故により損害を受けた物件が現状復帰されるまでなどの復旧期間内(最大3か月までとなります。以下同じです。)に生じた喪失利益(収益減少額×利益率)と収益減少防止費用(注1)の合計額から復旧期間内に支払いを免れた費用を差し引いた費用です。ただし、列挙事故(注2)(風雪水災(注3)の事故を除きます。)でない場合または上記<補償対象となる事由>のⅢ. の場合は、事故発生当日分の休業損失はお支払いの対象となりません。
②営業継続費用保険金	営業を継続するために必要な仮倉庫の賃借料などの復旧期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち、通常要する費用を超える費用です。ご契約期間(保険期間)を通じて500万円を限度とします。

保険金をお支払いできない主な場合

<p><共通事由></p> <ol style="list-style-type: none"> (1)ご契約者、記名被保険者または保険金を受け取るべき者の故意、重大な過失または法令違反 (2)国または公共機関による法令などの規制 (3)復旧または営業の継続に対する妨害 (4)差押え、徴発、没収、破壊など国または公共機関の公権力の行使 (5)荷主の倒産またはこれに準する事態 (6)戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 (7)地震もしくは噴火またはこれらによる津波 (8)核燃料物質による汚染または放射能汚染 <p>など</p> <p><補償対象となる事由Ⅰ. またはⅡ. に関する固有事由></p> <ol style="list-style-type: none"> (1)記名被保険者またはその役員もしくは従業員などの労働争議に伴う暴力行為または破壊行為 (2)万引き、詐欺または横領 (3)冷凍または冷蔵の装置または設備の破壊、変調または機能停止によって起こった温度変化 (4)製造中または加工中の財物に生じた損害 (5)腐食、侵食またはキャビテーションの損害 (6)日常の使用または運転に伴う摩擦、消耗、劣化 (7)瑕疵、自然の摩滅、消耗、劣化もしくは性質による発火、爆発、蒸れ、腐敗、錆、黴、変質、変色その他これらに類似の事由または鼠食いもしくは虫食い (8)発酵または自然発熱 (9)動物または植物に生じた損害 (10)土地の沈下、隆起、移動その他これらに類似の地盤変動 (11)ご契約者の従業員または記名被保険者の従業員の故意 (12)置忘れ、紛失または不注意による廃棄 <p>【ご注意】上記(4)から(12)までの事由による損害については、列挙事故(注2)による場合には、お支払いの対象となります。</p> <p>など</p>	<p><補償対象となる事由Ⅲ. のa)に関する固有事由></p> <ol style="list-style-type: none"> (1)土地の沈下、隆起または移動その他これらに類似の地盤変動 (2)屋根、扉、窓、通風筒などからの雨、雪などの吹込み (3)ご契約者の従業員または記名被保険者の従業員の故意 (4)修理、清掃などの作業中における作業上の過失または技術の拙劣 <p>など</p> <p><補償対象となる事由Ⅲ. のb)に関する固有事由></p> <ol style="list-style-type: none"> (1)ご契約者の従業員または記名被保険者の従業員の故意 <p>など</p> <p><補償対象となる事由Ⅲ. のc)およびd)に関する固有事由></p> <ol style="list-style-type: none"> (1)ユーティリティ設備または物流管理システムの能力を超える利用または他の利用者による利用の優先 (2)賃貸借契約などの契約または各種の免許の失効、解除または中断 (3)労働争議 (4)脅迫行為 (5)水源の汚染、濁水または水不足 <p>【ご注意】上記(1)から(5)までの事由による損害については、列挙事故(注2)による場合には、お支払いの対象となります。</p> <p>など</p>
--	--

(注1) 売上高の減少の発生および拡大を防止するために生じた必要かつ有益な費用のうち、通常要する費用を超える額をいいます。

(注2) 次の(1)から(8)までの事故をいいます。

- (1)火災
- (2)落雷
- (3)破裂・爆発
- (4)風雪水災

(5)建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊(ただし、雨、雪、霰、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類するものの落下もしくは飛来、土砂崩れまたは風雪水災に起因する事故を除きます。)

(6)給排水設備または記名被保険者以外の者が占有する戸室もしくは場所で生じた事故に伴う漏水、放水、溢水による水漏れ。(ただし、風雪水災に起因する事故を除きます。)

(7)騒擾およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為

- (8)盗難

(注3) 台風、旋風、暴風、暴風雨などの風災、雹災、豪雪、雪崩などの雪災または台風、暴風雨、豪雨などによる洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れなどの水災をいいます。